

《挑戦! まつだマイスター検定》

①酒匂川 ②相模川 ③菊川 ④狩川
松田町は「緑と清流の町」といわれますが、町内を流れる川で「県西地区を代表する川」と言えば、次のうちどれでしょうか(答えは次号)。

人権について考えてみませんか

12月4日(火)~10日(月) 人権週間

12月10日(月)~16日(日) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

イベント名	日時・会場	内容
人権メッセージ展	12月4日(火)~10日(月) 平日の午前8時30分~午後5時 (最終日は午後3時まで) 町役場2階 税務課隣	文化・芸術・スポーツで活躍する著名人の方の、人権に関するメッセージを展示します。
特設人権相談(相談無料・秘密厳守)	12月15日(土) 午後1時~3時 (受付は午後2時30分まで) 町民文化センター第1会議室・大会議室	家庭や近隣のトラブル、職場や学校のいじめなど身近な問題でお困りの方に、人権権擁護委員が助言します。話す気持ちも軽くなるかもしれません。
特定失踪者パネル展	12月11日(火)~17日(月) 平日の午前8時30分~午後5時 (初日は午前11時より) 町役場2階 税務課隣	北朝鮮による拉致問題を風化させないために、県ゆかりの失踪者の方に関するパネルを展示します。

■世界人権宣言
昭和23年(1948年)12月10日に世界人権宣言が採択されたのを記念し、国際連合はこの日を「人権デー」と決めました。我が国では、この「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く国民に人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

■町内の取り組み
町では人権週間に合わせて町役場2階で左記の展示と相談を行うほか、12月15日(土)には特別人権相談を実施します。

この機会に一度、「人権」について考えてみませんか。(9面「学びの広場」にて関連記事)

【問い合わせ】子育て健康課 子育て支援係 ☎(84)5544

12月のイベント

町民文化センター・展示ホール

クリスマス&お正月のリースづくり 要申し込み 先着20人
12月22日(土) 午前10時~11時40分

クリスマス用またはお正月用のリースを作ります
材料費 300円(クリスマスかお正月のどちらかを選んでください)
対象 小学3年生~一般(2年生以下は保護者同伴で参加できます)

ゴスペルコンサート 参加無料 要申し込み・定員50人
12月23日(日・祝) 午後1時~2時30分

出演 リルプレ&カイグレ クワイヤー聖歌隊 with 松井真理
曲目 「聖者の行進」「もろびとこぞりて」など。
最後はみんなで歌いましょう!

映画上映会 参加無料・要申し込み・定員50人
「ムーミン谷とウィンターワンダーランド」

12月26日(水) 午前10時30分~正午
対象 どなたでも入場できます(小学校低学年以下の方は保護者同伴で参加できます)

【問い合わせ・申し込み】教育課 生涯学習係 ☎(83)7021

12月3日から9日は 障害者週間

第37回 県西地区障害者文化事業
~つなごうみんなの心~

日時 12月8日(土) 午前9時30分~午後3時
場所 小田原市川東タウンセンター マロニエ
(小田原市中里273-6) 3階ホール301集会室
内容 作品展、手作り製品販売、交流会
(楽器演奏、踊りなどのアトラクション)

【問い合わせ】中井やまゆり園 ☎(81)0288

障害者週間をご存知ですか?
国民が障がい者の福祉について広く関心を持ち、理解を深め、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として障害者週間が設けられました。

2市8町(小田原市、南足柄市、足柄上郡5町、足柄下郡3町)では上記のとおり障害者文化事業を実施します。今年も昨年度に引き続き作品展・手作り製品の販売や楽器演奏などに加え、アート作品コンクールを開催します。

どなたでもお気軽にお越しください。

「個人番号カード」(マイナンバーカード)は申請からお渡しまで1か月程かかります。お急ぎの方はお早めに手続きしてください。

マイナンバー制度についてのお問い合わせは、次のフリーダイヤルへおかけください。「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

マイナンバー 総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

平日 午前9時30分~午後8時
土日祝 午前9時30分~午後5時30分(年末年始を除く)

公式サイト [マイナンバーカード総合サイト](#) 検索

【問い合わせ】町民課 窓口サービス係 ☎(83)1225

ご注意ください!

インターネット利用中に突然表示されるインターネットの不当請求は支払わないでください!

パソコン、携帯電話、スマートフォンでサイト閲覧中に、突然「会員登録完了」となり、画面上に「請求画面」が貼りつく被害が後を絶ちません。このように請求されても、サイト業者に代金を支払う義務はありません。

●(独)情報処理推進機構の公式サイトに、「請求画面の消し方」など、対応法が掲載されていますので、ぜひ一度ご覧ください。

(独) 情報処理推進機構 (IPA)

情報セキュリティ安心相談窓口 検索

●少しでも不安を感じたら、消費生活センターに電話してください。

消費者ホットライン(消費者トラブル電話相談) 局番なし188

受付 午前10時~午後4時(無休)

南足柄市消費生活センター ☎(71)0163

受付 午前9時30分~午後4時(平日のみ)

対応策